

令和 7 年 1 0 月 2 9 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

「住宅用火災警報器の適切な維持管理を！」

消防職員による火災予防広報の実施について

火災の早期発見・火災初期段階での消火・火災から早期避難するために平成 20 年 6 月から豊川市では住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。暮らしを守る住宅用火災警報器の普及啓発を目的に、秋の火災予防運動の一環として市役所来庁者を対象に消防職員が広報を行います。

記

- 1 実施日時 令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）
午前の部 午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分まで
午後の部 午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 0 0 分まで
- 2 実施場所 豊川市役所（豊川市諏訪 1－1）
- 3 実施方法 消防職員が防火チラシ等を配布して、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を呼びかけます。
- 4 そ の 他 災害発生等で中止する場合があります。

【お問合せ先】

消防本部予防課予防担当 早川

TEL:0533-89-9682 Eメール shoboyobo@city.toyokawa.lg.jp